

(第二部)

を「融合せる意味において、こういふふうにした方がいいのではないか」といふ意味で、このようにいたしたわけでありませう。確かに御指摘の通り中央集権的な、或いは官僚的な要素をできるだけなくするためには、そういうものなことも近い将来考えなければならぬのではないか、こういうことも私共

含んで美はこれを提案いたしておるよ
うなわけでありませう。

○農林軍次君 御趣旨は分りました
が、併し宝くじの発売は別に当せん金
附託票法の規定によつて、内閣総理大
臣の許可を受けなければならぬとい
う規定があると思ふのです。その際
に議事を進めたいので、二重の議事と
いうことになるのじやないかと思ひま
す。そこでこの「指定」という意味が
全部のものをむしろ挙げて置いて、許
可の際に議事を進める、議事と言いま
すか、許可を与えて行けばいいのであ
つて、法律中にこういうふうな一定の限
定を置くということに對しては、如何
なものかと思ふのですが、その点重ね
て伺つて見たいと思ひます。

○衆議院議員(上林山善吉君) 他の説
明者の方から説明をお願いいたした
と思ひます。

○衆議院法制局參事(濱中雄太郎君)
これは地方財政法の第三十二条によ
りまして、當せん金附託票を発行し得
る市として指定されて、初めて発行し
得ることができるのであります。その
発行し得る都市が現実に発行する場合
には、當せん金附託票法の第四條の規
定によりまして、内閣総理大臣の許可
を受けるのであります。であります
から、地方財政法第三十二条の方は當
せん金附託票を発行し得る能力を与え
られることのできる規定でございます
が、當せん金附託票法の第四條の規定
は、現実に発売する場合に内閣総理大
臣がこれを許可して発売することがで
きる、こういう規定でございます。

○農林軍次君 その説明を求めておる
のではないであつて、それは私分つ
ておるのです。その場合に二重の手数

を要するということになる。この規定
によりまして、指定を受けるのに上京
して運動、陳情をしなければならぬ。更
に許可を受けるのにやらなければなら
ぬ。こういう二重の手数を要するので
ありますが、むしろ許可の方に議事を
進めたいので、二重の議事ではないか。

それに対する見解はどうかというこ
とを聞いておるのです。同時にもう一つ
伺ひたいのは、都道府県及び五大都市
は本案によつて当然必要がないのであ
るが、ここに言う内閣総理大臣の指定
を受けなければならぬということ、は
戦災を受けた都市について、むしろ私
は全部を羅列しておいて、そうしてそ
の中から許可の際に取扱ふ、ということ
の方が、簡明にして手続の煩瑣を省く
といふことになるのではないかと。法律
で先程も申し上げたやうな、こういうこ
とを内閣総理大臣が指定する云々のこ
とを、而も財政上の必要を勘案してと
いふやうな文句を使うことは、今日の
シャウブ勸告の考え方から言つても、
逆行の手続規定ではないかと思ふので
ありますが、重ねてその点を伺ひたい
と思ひます。

○衆議院法制局參事(濱中雄太郎君)
これは内閣総理大臣が指定する場合
は、他の法律にもあるものでございま
す。例へば自転車競技法におきまして
も、内閣総理大臣が人口、財政等を勘
案して、自転車競技場を行ひ得る市を指
定する規定もあるものでございます。で
ありますから、内閣総理大臣が當せん
金附託票を発行し得る市として指定
する場合も、これと同様の考え方によ
るものと解釈して差支ないのではな
からうか、こういうふうに考へておりま
す。

○農林軍次君 衆議院の法制局とし
て、こういう問題を漸次改め行くとい
う態度を取られた方が本當じやない
かと思ひます。競輪については、この
指定の手続を取るといふのは、これは
主として建設資材の面からの、現在の
統制経済の点から考へられたことであ
つて、むしろ一歩を進めて、シャウブ
勸告案が出た以上は、競輪の場合にあ
るからというやうな考へ方は、私は古
いのじやないかと思ふ。衆議院の而も
新進の上林山氏の如き人が、こういう
やうな御提案に對してもつと考へて
ならなかつたことを甚だ遺憾に思ふの
であります。その点を一つ伺つて見
たいと思ひます。

○衆議院議員(上林山善吉君) 確かに
島村議員の言われる点は、できるだけ
早くそういう方向に持つて行かなけれ
ばならぬということ、先程私に意
味で申上げたのであります。できる
だけそういう方向に進めて行きたい、
こういうふうに考へますが、先程も説
明申上げましたごとく、非常にこの法
案を急いだ關係もありまして、同時に
外の法案との配合もあつたので、た
めに、端的に申上げますと無難な途
を取つた、こういうやうなことになる
まして、これはお叱りを受けても、私
はその通りである、素直にそのお叱
りを承認するわけでありまして、そう
いうやうな意味で、近い将来御趣旨の
線に沿つて改正をして行く、こういう
意味合において、できるならば御了解
を願ふないかと、こういうふうに考へ
るのであります。この程度で一つ御
了解を得たいと、こういうふうに申上
げる以外に、どうも余りにも私共の意
見にも合致する点が多いので、私強く

これ以上説明できないやうな次第であ
ります。よろしく一つお願いいたしま
す。

○農林軍次君 ちよつと休憩を願いま
す。

○理事(吉川末次郎君) 暫く休憩いた
します。

午前十一時十五分休憩

午前十一時二十三分開會

○理事(吉川末次郎君) それでは休憩
前に引續き議事を再開いたします。

○農林軍次君 財政当局の御意見は只
今簡単に承つたんですが、この改正案
に對しては、責任ある立場から改正案
には御同意になつておるのかどうか、
或いは又その必要を認めておられんか
どうか、簡単に御答を願ひたいと思
ひます。

それから附加して申上げたいと思
ふのですが、民自見の議員の人が一人も
出席していないやうですが、これは委
員長の方から直ちに御請求をお願いし
たいと思ひます。

○政府委員(秋田保君) この法案につ
きましては、衆議院の方から連絡がこ
きまして、これを研究していただくが、
大体この富くじと申しますか、こうい
うことにつきましては、將來永久的な
一つの地方財源として頼つて行くとい
うやうなことにつきましては、相當疑
問がございます。現在みだいな状況の
下におきましては、先般來出しており
ます富の起しておられる富くじ、昨
年でございしたか、地方もやはり富
くじを起せるやうになつたんですが、
これが相當地方財政にも寄与しており
ますが、差当りの措置としては止むを
得ないと思つておるのですが、尙これ

を更に範圍を拡張しまして、戦災都市
全部に持つて行くということにつきま
しては、勿論それによりまして戦災復
興の財源に非常に寄与するやうな期待
は持てませんが、可能な程度において
実行して行くということにつきまして
は、或る程度寄与するだらうというこ
とを考へまして、別にこの法案に對し
て反対の考へは持つておりません。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

○農林軍次君 只今の私の發言に對し
て立案者の方から御説明があつたので
ありますが、問題は極めて簡單のよう
であります。併し中央政府の監督許
可制度の、シャウブの勸告と併せて考
へますといふと、重大なやうにも考へ
ますので、この際各派に行つて研究を
する意味で一応審議を打切つて頂きた
いと思ひます。

なるかも知れませんが、これを以て

たいことの希望を持つて、本案に賛成

午後三時五十八分散會

一、地方自治法附則第二條第五項改

願。

は会期終り頃でありまして、午後又委員会を開かなければならないようにも

昇議会の議決を経ての」の条項を削除し、議会の議決を必要とする旨の改正が行われる由であるが、これは府県議会の自主性を阻害し、ひいては多くのへい害を生じて地方自治の破壊をきたす虞もあるから、この改正を取り止められたいとの請願。

第六百九十八号 昭和二十四年十一月二十一日受理
地方税軽減に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡小山町長 高崎秀雄
紹介議員 大島定吉君 植竹泰彦君

かが国税制の大改革に伴い、地方税制も画期的な大改革が行われることになったが、改革方針として、地方自治の確立のため、財政力の強化を図り、これに市町村に有力な財源が与えられたことは、真に有意義なことであるが、これら財源の付与と対応して徴収の面においても、地方税の課税方法、資金の評価等について納税者の負担軽減を図られたいとの請願。

第六百九十九号 昭和二十四年十一月二十一日受理
警察吏員定数増加に関する請願
請願者 広島県呉市役所気付呉市公安委員会内 澤原信郎
紹介議員 佐々木龍藏君
呉市の警察は現在本部および呉、広の二署をもつて構成されその総定員は、三百八十七名であるが、同市の人口は増加の傾向にあり、また進駐軍関係もあり、治安関係上からも現在の定員では十分でないから、四百五十名程度に増加されたいとの請願。

第七百号 昭和二十四年十一月二十一日受理
自治体消防制度改正等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞ヶ関一東京消防庁消防總監 磯谷隆雄
紹介議員 岡元愛祐君

昨年三月公布された消防組織法にともづき自治体消防として新態勢を曲りなりにも整え、八月一日消防法が施行され消防実体の指標が定まり今日に及んだのであるが、過去の経緯に徴しその組織運営ならびに財源措置等に幾多不備の点があるから、消防制度の改正ならびに消防財源の確保等の措置を図りたいとの請願。

第七百一十一号 昭和二十四年十一月二十一日受理
遊興飲食税率引下げおよび免税額設定に関する請願
請願者 山梨県甲府市日向町一山梨県料理飲食業組合連合会内 中島高次郎
紹介議員 小宮山常吉君

現行の遊興飲食税は、実際に納税義務者から徴収できない市町村附加税共一五〇、八〇、五〇、二〇パーセントと云う禁止的な高率課税であり、伝えられる税率改正案もまた従来と大差のない模様であることは大きな結実であつて、シャウブ勧告に基づく事業税、入場税と共に都道府県の三大財源となつた本税の確保には特別徴収義務者である営業者が実際に納税義務者から徴収することができると共に営業の収益から吐き出されずに納税のできる低率課税こそ税収を増す所以であるから、花代以外の飲食に対する税率は最高三割最低五分免税額を百円に改正せられたいとの請願。

第七百一十二号 昭和二十四年十一月二十一日受理
地方自治法中一部改正に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内三ノ一全都道府県監査委員協議会連合会内 山崎芳次郎
紹介議員 岡元愛祐君

現行地方自治法によれば、都道府県の監査委員の定数は四名と限定されているが、その執行する予算額および事務事業量が膨大であり、また区域が広大である府県にあつては、四名の定員では充分な監査が行われ難い実情であるから、先例によつて増員できよう地方自治法の規定を改正されたい、その他監査委員の職務権限の拡充、監査事務機構の整備等についても所要の改正を行われたいとの請願。

第九百十九号 昭和二十四年十一月二十一日受理
町村吏員恩給費の負担等に関する法律制定の陳情(六通)
陳情者 愛知県津島郡長篠村長 丸山彰

町村吏員に対しては国家公務員ならびに学校教職員と同様に、昭和二十三年七月一日にさかのぼり恩給を増額するよう、町村吏員恩給費の負担等に関する法律を制定せられたいとの陳情。

第九百二十号 昭和二十四年十一月二十一日受理
戸籍事務費全額国庫補助に関する陳情(五通)
陳情者 奈良県宇陀郡御杖村長 山中三郎外四名

民法および戸籍法の改正により、戸籍事務取扱の内容は急激に変化し、その事務量は増大しているため、事務の完べきをすすめるには戸籍吏員の増員を必要とするが、現下緊乏せる町村財政では経費の負担は極めて困難であり、かつ地方財政法の基本精神に基いて当然国家が負担を担うべきものと考えられるから、戸籍事務費を全額国庫負担とされたいとの陳情。

第九百一十一号 昭和二十四年十一月二十一日受理
地方自治法中一部改正に伴う区域変更に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市長 安井雅一 外一名

愛媛県松山市は、昭和十九年道後湯之町を合併して以来、着々果都として発展してきたが、昭和二十二年法律第九十九号によつて区域変更が認められたので、翌二十四年住民投票の結果分離賛成がわずかに多数を得たが、県議会において松山市と道後湯之町は密接な関係にあり、将来のために分離は不幸であるとの理由で分案は否決され現在に至つてゐる。しかるに今回の地方自治法一部改正案によれば市町村の区域変更は住民投票により決定する由であるが、このよう改正案が通ると、人心の動揺を招くから、住民投票を当該区域に限定せず全市住民の投票とするよう改正せられたいとの陳情。

第九百二十号 昭和二十四年十一月二十一日受理
入場税、不動産取得税率、不況に際する陳情。

陳情者 東京都千代田区日比谷公園二号地市政会館五階全園市長 会内 神戶正雄
入場税および不動産取得税は同年一月より減税および廃止の計画と聞きこれが地方財政に及ぼす影響を憂慮していたが、最近さらに本年十二月より実施の有力なる意見があるとのことである。地方公共団体としては既に本年度予算において年度末まで現行税率のまま徴収することに決定しており、これを突然中止すれば少なからざる歳入の不足を招き、困難なる本年度の地方財政を一層窮乏せしめる結果となるから、全般的税制改正とともに総合的に実施する当初の方針通り処置せられたいとの陳情。

第九百三十一号 昭和二十四年十一月二十一日受理
自治体警察の維持強化に関する陳情
陳情者 佐賀県市長 野口龍敬

自治体警察の経費はその殆ど以来人件費・物件費等の増進により、現下市町村の窮乏せる財政では維持困難の状態である。とくに犯罪の近代化により管轄区域外の捜査、護送費等の累増、裝備の強化等不測の経費も多額を要する現状であるから、自治体警察の強化と治安維持のため、これらの経費は全額国庫負担とし、また罰金、科料、遺留品処分収入等の警察行政遂行に伴う関連的収入はそれぞれ自治体の収入とする等の財政的、立法的処置を採られたいとの陳情。